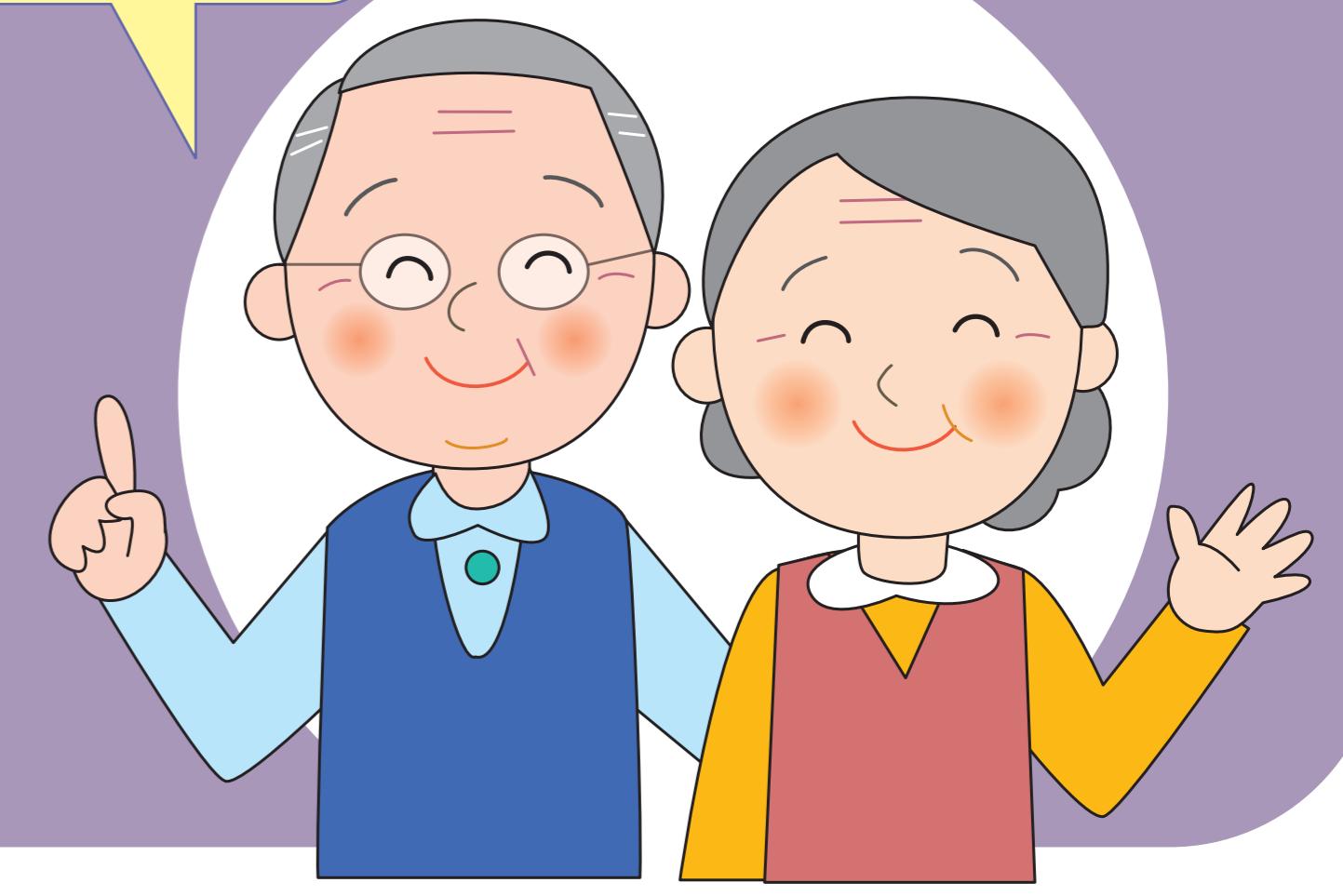


備えて安心!

終活のすすめ エンディングノートと遺言書

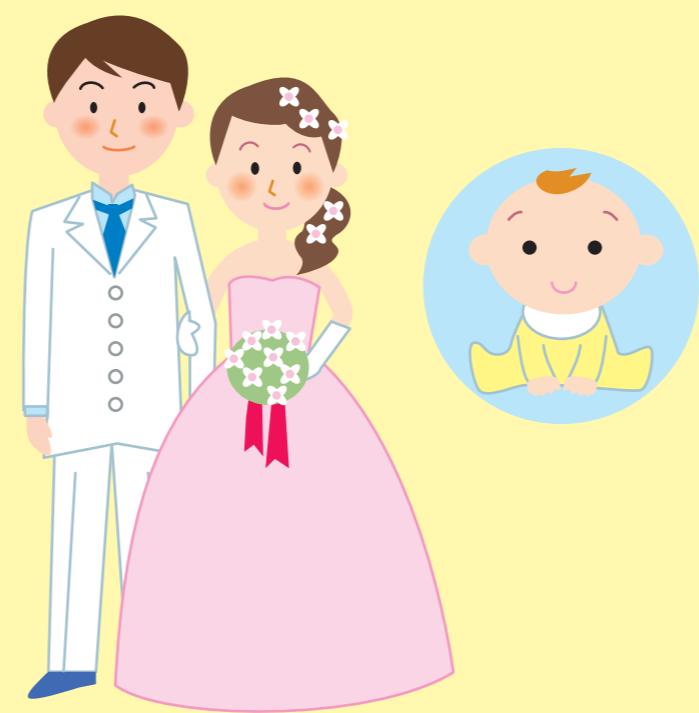


「終活」とは人生の終焉(しゅうえん)をより良く迎えるため、事前に準備することです。事前に身辺整理することで残された人に迷惑がかからないようにし、余生を安心してより良く暮らせるために、**エンディングノート**と**遺言書**の違いについて紹介します。

エンディングノートとは、人生をどう締めくくるかを考え、書式、形式にこだわらず気軽に自分の思いを書くノートのことです。

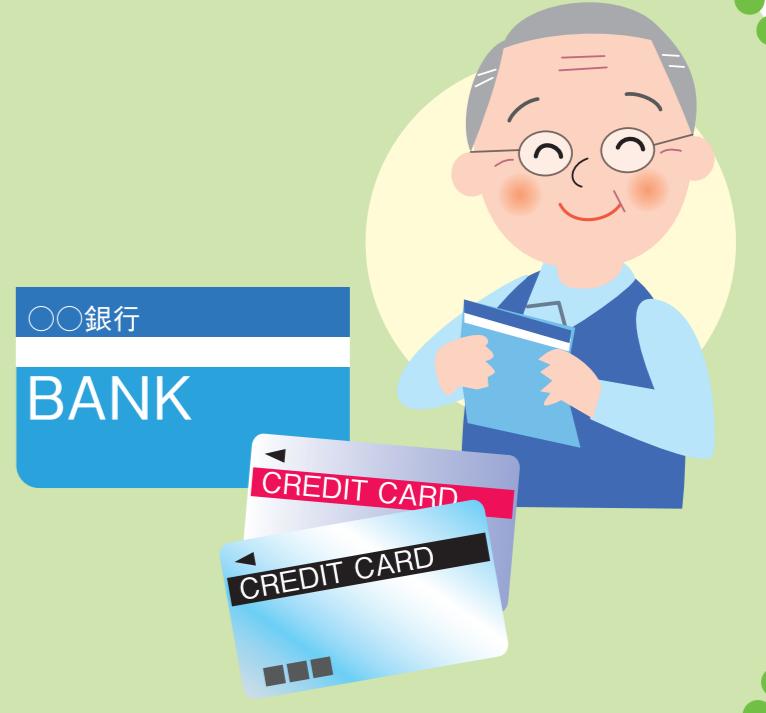
私自身のこと

経歴・思い出・我が家のこと
家族へのメッセージなど



私の資産のこと

預貯金・有価証券・年金・不動産・保険・ローン・各種カードの記録・暗証番号



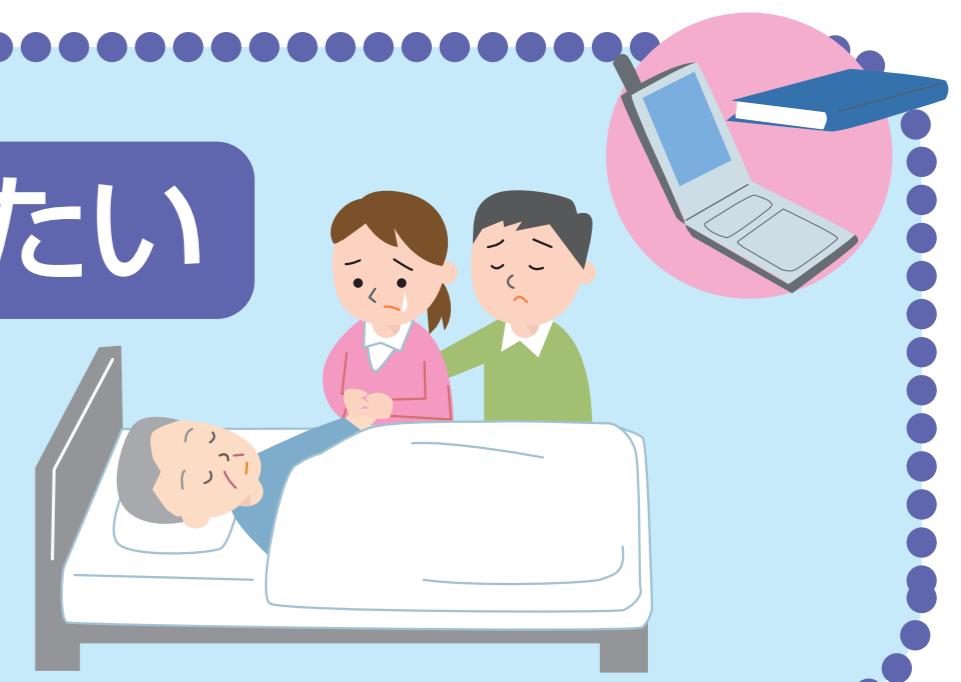
もしもの時

看護・介護・葬儀
お墓・供養など



“いざ”という時に知らせたい

身内や知人の連絡先リスト



遺言書とは、遺産の処分方法等について、自分の最終意思をあらわしたもので

遺産分割の方法などを書き記す場合、民法で法的拘束力のある遺言書を残します。遺言書で遺産分割の方法を指定してあれば、本人の意思に沿って財産を処分できます。一般的な遺言書は3種類あり、それぞれ利点・欠点があります。

- ①自筆証書遺言・・・遺言者本人が全文、日付、氏名を自筆で書き、押印して作成します。
- ②公正証書遺言・・・公証役場において公証人が遺言者の趣旨を口述筆記で作成し、遺言書は公証役場に保管されます。
- ③秘密証書遺言・・・遺言者本人が作成した遺言書を公証人にその「内容」を秘密にしたまま「存在」のみを証明してもらいます。

★詳しい内容や作成方法は、**公証役場**、**弁護士**、**司法書士**、**税理士**に相談しましょう!

エンディングノートと遺言書の違い

	エンディングノート	遺言書
法的拘束力	なし	あり
作成方法	書き方に制限なし	書き方に制限あり
費用	ノート代	数百円～数万円※
遺産相続	できない	できる
医療・介護などの生前希望	できる	できない

※公証役場の手数料等は、公証人手数料令により法律行為の目的価格に従って定められています。

“いざ”と言うときに残された家族が困らないように、家族などに伝えたいことを記しておく**エンディングノート**や財産分割などの相続のトラブルを防ぐために作成する**遺言書**を準備しておきましょう!